

循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分を除く）

67, 562百万円（46, 434百万円）

<うち復興特会>

27, 311百万円（17, 620百万円）

<うち重点枠>

15, 857百万円

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1. 事業の必要性・概要

市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援することにより、循環型社会の形成を推進することを目的とする事業。

<復興特会>

被災地の復興支援として、災害廃棄物の迅速かつ的確な処理を促進するため、広域処理による災害廃棄物の処理や被災地における処理能力増強に対する重点的な財政措置により、施設整備の支援を行う。

<重点枠>

国際的な資源制約や地球温暖化への懸念の中、再生可能エネルギーの普及拡大のため、地域において未利用エネルギーとなっている廃棄物系バイオマスの有効活用を行うとともに、東日本大震災や原発事故を起因とした電力不足への対応のためのエネルギー供給体制の多様化のため、「高効率ごみ発電施設」の早期整備を推進する。

2. 事業計画（業務内容）

従来の廃棄物処理施設整備に対する支援を引き続き実施するとともに、下記について重点的な財政措置を行う。

<復興特会>

被災地における処理能力増強等

交付率：交付対象経費の1/3

（一部の先進的な施設については交付対象経費の1/2）

<重点枠>

高効率ごみ発電施設

交付率：高効率発電に必要な設備のみ交付対象経費の1/2

（それ以外の建屋等については交付対象経費の1/3）

3. 施策の効果

国民の安全・安心の確保、循環型社会、低炭素社会の推進及び被災地における災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理の推進が図られるとともに、温室効果

ガスの排出抑制等が可能な高効率ごみ発電施設の早期整備を支援することにより、東日本大震災や原発事故に起因する電力不足への対応のための自立・分散型エネルギー供給体制の強化を図るとともに、地域における循環型社会形成の推進に貢献する。

被災地の復興に向けた一般廃棄物処理施設整備の支援

— 循環型社会形成推進交付金の拡充 —

要求額：273億円

1. 背景と課題

○東日本大震災における被災地の復興に向け、災害廃棄物の迅速かつ的確な処理が必要不可欠であるが、被災地の市町村における処理能力は不足している状況。

○そのため、被災地における災害廃棄物の処理を加速化するため、被災地の市町村等、及び広域処理による災害廃棄物の処理を行う市町村等が整備する一般廃棄物処理施設に対し、財政措置による支援が必要。

2. 事業内容

被災地における処理能力の増強を図るとともに、被災地以外の地域についても災害廃棄物の広域処理のために災害廃棄物の処理能力の強化を図る。

○交付対象施設

・特定被災地方公共団体に指定されている県内の市町村等が整備する施設

・広域処理による災害廃棄物を受け入れる市町村等において、災害廃棄物を受け入れることが可能な施設又は災害廃棄物を受け入れる既存施設の後継施設として整備している施設

○交付率

交付対象経費の1/3又は1/2。

3. 効果

国民の安全・安心の確保、循環型社会、低炭素社会の推進及び被災地における災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理の推進。

高効率ごみ発電施設の整備促進 (循環型社会形成推進交付金)

特別重点要求額
:159億円

(背景)

国際的な資源制約や地球温暖化への懸念の中、再生可能エネルギーの普及拡大のため、地域において未利用エネルギーとなっている廃棄物系バイオマスの有効活用を行うとともに、東日本大震災や原発事故を起因とした電力不足への対応のためのエネルギー供給体制の多様化のため、特に発電効率に優れた「高効率ごみ発電施設」に対し助成を実施。

(事業内容)

- ・交付対象施設・・・高効率ごみ発電施設(焼却処理に伴い生じるエネルギーの有効活用を高効率に行うごみ発電施設)
- ・交付率・・・高効率発電に必要な設備のみ交付対象経費の1/2(それ以外の建屋等については1/3)

(効果)

自立・分散型エネルギー
供給体制の強化

地球温暖化対策

地域における
循環型社会形成の推進

